

安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和2年7月16日（木）

午後2時から午後4時まで

場所：宮城県行政庁舎9階第一会議室

○司会

開会前ではございますが、本日の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事務局職員はマスクを着用して対応させていただきますことを御報告いたします。委員の皆様におかれましてもマスクの着用にご協力をお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、ただいまより安全・安心まちづくり委員会を開会させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。

事前にお届けさせていただきました会議次第、委員名簿、関係課室・出席者名簿、席次表、資料の1番から6番まで、また、本日机上には現行の安全・安心まちづくり基本計画、御意見の回答様式、各種防犯に関するリーフレットを御用意させていただきました。また、本日菅井委員より御提供いただきました、北部防犯だよりもお配りさせていただいております。すべてお手元におそろいでしょうか。過不足等ございましたら事務局の方にお申し付けください。

それでは開会にあたりまして宮城県環境生活部長の鈴木よりごあいさつを申し上げます。

○環境生活部長

環境生活部長の鈴木と申します。今年の4月に環境生活部長を拝命いたしました。

本日は雨模様でございますけれど、足元の悪い中、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、日頃から安全・安心な地域社会の形成に向けまして、皆様の様々な立場、様々な観点から御尽力を賜りまして、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

まず新型コロナウイルス関係でございます。

宮城県の状況でありますけれども、2月以降から感染が発生いたしまして4月28日まで88名の感染者が出て参りました。その後、感染者が発生せず、県といたしましてもほっとしていたところではございますが、先月からまた感染者が発生いたしまして、6月18日から昨日まで新たに24名の感染者が発生いたしまして、昨日の段階で112名の感染者が発生している状況でございます。

今後、新しい生活様式の実践、あるいは定着など、またさらに県民の皆様にご協力、御理解を賜るといことになるかと思っておりますし、県といたしましても感染拡大防止、また、この新型コロナウイルス感染症の収束に向けまして、改めて緊張感を持って対応して参りたいと考えております。

さて、本日の議題になっておりますけれども、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画、この白い冊子をお配りさせていただきました。

この基本計画であります、第3期の計画でございます、平成29年に策定したものでございます。

この計画に基づきまして犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めているというところでございます、この計画期間が今年度末で終了するという状況でございます。

今年度中に次期計画を策定することとしております。

現行計画では、防犯カメラのガイドラインに基づく適正な防犯カメラの設置の推進や、各種防犯指針の改定、地域の防犯活動への支援等を行いまして、安全・安心な地域社会の実現に向けて、一定の成果が上がってきているのではないかなと考えているところでございます。

一方、刑法犯認知件数は減少しておりますが、子どもや女性を狙った不審な声かけ事案が発生しており、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺やインターネット利用に起因する犯罪も高水準で推移しておりまして、治安に対する県民の不安感は払拭されているとは言えない状況でございます。

こうした課題の対応につきましては、今後一層強化していかなければいけませんし、次期計画にも反映して参りたいと考えております。

本日は現行計画の令和元年度の取り組み状況や、犯罪情勢を御報告申し上げ、次期計画の素案について御審議いただく予定としております。ぜひ、忌憚のない御意見を賜ればというふうに考えております。長丁場の会議ではありますが、3密を回避するための対策を施しながら会を進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会

本日は18名の委員中、15名の方に御出席をいただき、過半数を超えておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定によりまして、会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき、原則公開となっております。

議事録につきましてはまとまり次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としてございます。

次に、本委員会の役割について御説明申し上げます。

本委員会は、犯罪のない安全・安心まちづくり条例により設置をされておまして、安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画策定後、基本計画に沿って実施される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対し、意見、提言を行うことが、その役割となっております。

続きまして、本日、御出席をいただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

なお、今回初めて御出席をいただきます委員の皆様におかれましては、その場で一言ごあいさつをお願いしたいと存じます。

初めに、本委員会会長の成瀬幸典委員でございます。

副会長の西條由紀子委員でございます。

続きまして、新たに委員に御就任いただきました皆様を御紹介いたします。

宮城県PTA連合会常任理事の浅野直美委員でございます。

○浅野直美委員

皆さんこんにちは。ただいま御紹介いただきました宮城県PTA連合会の浅野でございます。このような貴重な機会に、委員として皆様と一緒に参加させていただきまして、大変ありがたく思っております。私たちが子どもの頃と比べまして、現在の子どもたちは非常にネットですとかスマートフォンの普及により、犯罪が巧妙化、複雑化しているように思います。そういった中で、どうやって子どもたちを守っていくのか、皆様からお知恵をいただきまして勉強して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

同じく、新たに委員に御就任いただきました石巻市立万石浦小学校校長の太田文子委員でございます。

○太田文子委員

石巻市立万石浦小学校校長の太田文子です。どうぞよろしくお願いいたします。子どもたちの安全と安心については、日々緊張感を持って対応しているところでございます。今日はいろいろと勉強させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○司会

同じく、新たに御就任いただきました大崎市総務部防災安全課長の三浦利之委員でございます。

○三浦利之委員

こんにちは。ただいま紹介に預かりました大崎市総務部防災安全課長の三浦でございます。この役に就きまして3年目になります。初年度におきましては大崎市で、防犯灯をすべてLED化にするというふうな事業に取り組んで参りました。今後防犯カメラの普及の方を図っていきたくと考えております。皆様の御協力、御指導お願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして去年に引き続き御出席をいただいております皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

浅野辰夫委員でございます。

小野浩子委員でございます。

ザンペイツフ バキトグル委員でございます。

庄子直委員でございます。

菅井信子委員でございます。

竹田英子委員でございます。

田中智仁委員でございます。

藤澤美子委員でございます。

本郷昌孝委員でございます。

八幡悦子委員でございます。

続きまして事務局を紹介させていただきます。

ただいま、ごあいさつを申し上げます環境生活部長の鈴木秀人でございます。

共同参画社会推進課長の田中伸哉でございます。

また、本日進行を務めさせていただきます共同参画社会推進課の百井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

その他、本日出席をしております事務局職員及び関係課職員につきましては、お手元の名簿にて紹介に変えさせていただきます。

なお、大変申し訳ございませんが、ここで環境生活部長の鈴木につきましては公務都合により退席をさせていただきます。

御了承のほどよろしくお願ひいたします。

○環境生活部長

ここで退席いたしますが、この後よろしくお願ひします。

○司会

それでは、本委員会の目的について御説明させていただきます。

本委員会は、犯罪のない安全・安心まちづくり条例第8条第1項の規定により設置をされ、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画について審議することを目的としております。

また、現在の犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の計画期間は平成29年度から令和2年度までの4年間となっております。令和3年4月1日を始期といたします次期計画の策定につきまして、本委員会に諮問し、御審議をいただくこととしておりまして、本日、皆様のお手元に諮問書の写しをお配りさせていただいております。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

議事につきましては、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定によりまして会長に議長をお願いしたいと思います。

成瀬会長どうぞよろしくお願ひいたします。

○成瀬会長

議長を務めさせていただきます成瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、3密を避けて、限られた時間で活発な意見が行われるよう、御協力をどうぞお願ひいたします。

まず議事に入る前に令和2年度の安全・安心まちづくり委員会スケジュールについて、事務局の方から御説明お願ひいたします。

○共同参画社会推進課長

共同参画社会推進課長の田中です。座ったままで説明させていただきます。

まず資料1を御覧いただけますでしょうか。

今年度の計画策定のスケジュールについて御説明いたします。今回は第1回目の委員会でございます。この後11月、来年1月に委員会を開催させていただきたいというふうに考えております。

内容につきましては、本日は基本計画の素案について御審議いただき、また第2回では基本計画の中間案の審議、第3回では11月から12月にかけて行う予定のパブリックコメントの意見を反映させまして、最終案としてまとめたものを御審議いただきたいと考えております。

次に備考のところを御覧いただけますでしょうか。

この委員会の委員の任期は2年ということで、今年の10月29日をもって満了することになっております。そこで事務局からのお願いでございますが、計画の策定という大事な局面でありますので、御都合の悪い委員がいらっしゃらなければ、現委員の方々が最終の第3回まで御審議いただきたく、委員の就任の継続をお願いしたいと考えております。このことにつきましては、個別に再度事務局から御連絡を差し上げたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

なお、最終案は来年2月の県議会に議案として提出し、議会で御審議いただいた上で議決後に公表させていただくという段取りになっているので、よろしくお願いいたしますと思います。私からは以上でございます。

○成瀬会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは議事に入っていきたいと思いますが、お手元に配付のとおり、知事から当審議会に計画策定に係る諮問がございましたので、その検討を行っていくということといたします。

まず次第3(1)の犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和元年度の実績と本県における犯罪情勢について事務局から説明をお願いいたします。

なお、報告についての質問は報告後一括してお受けするということにしたいと存じます。では事務局の方でお願いいたします。

○事務局

共同参画社会推進課の永野と申します。

報告事項イ「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業（取組）の令和元年度の実績」について説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。はじめに、現行計画の体系について説明いたします。

現行計画は9つの方向性、23の推進項目からなっており、小項目にあたります具体的推進方策に対する事業・取組の実績について、御報告させていただきます。

時間の都合もございますので、ところどころかいつまんで説明させていただきます。

はじめに1ページを御覧下さい。方向性1「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」です。

推進項目(1)「県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」のうち、推進方策イ「地域安全情報の提供」では、「地域安全情報の発信」といたしまして、県警で配信している「みやぎSecurityメール」による犯罪発生情報や、犯罪被害に遭わないための防犯情報の発信を随時行っております。

メール登録者数の状況は令和2年3月末現在で前年同期比プラス361名増の9,283名となっております。

次に、2ページを御覧ください。推進項目(2)「安全・安心まちづくりのための環境の整備」です。

推進項目イ「県民等の社会生活への参加の促進」では、防犯ボランティア活動等の支援といたしまして、全国地域安全運動宮城県大会におきまして防犯CSR活動を行う企業に対し表彰を行い士気高揚を図るなどの取組を行っております。

また、青色防犯パトロール団体の構成員等、約100名に対する研修会を、沿岸エリアにおいて開催しました。その際、本委員会にも御出席いただいております田中委員に講師を務めていただき、ホットスポットパトロールに関する御講話をいただきまして、パトロール活動の促進を行っております。

次に、3ページを御覧ください。推進項目(3)「各ボランティア団体等のネットワーク化の促進」です。

推進方策イ「地域における各種防犯活動団体等の連携、ネットワーク化の促進」に関する事業といたしまして、行政、警察、学校、地域住民、事業者を集め、安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラムを開催しております。

令和元年度は仙台市内及び、その周辺地域の関係者を集め、2回に分けて開催し、その中で事例発表や情報交換を行い、多様な団体の連携強化を図っております。

次に、5ページを御覧下さい。推進項目(5)「地域で見守る子どもの安全対策の促進」です。

推進方策イ「地域における子どもの安全確保に向けた取組の促進」では、「地域安全教室講師派遣事業」といたしまして、地域のボランティア活動団体等が開催する研修会等へ講師を派遣し、子どもの見守り活動等について講話を実施しております。令和元年度は、計21箇所に講師を派遣しております。

続きまして6ページを御覧ください。推進方策ハ「子ども110番の家等の設置促進とその活用」です。

学校・PTA等と連携し、子ども110番の家の設置・促進に向けた取組の支援を実施しております。実績といたしましては、連絡会議等を11回実施するとともに、110番の家対応訓練を2回実施しております。

なお、令和2年3月現在での県内における110番の家や車の設置数は26,111箇所となっており、前年より71箇所増加しております。

次に9ページを御覧ください。推進項目(7)「子どもを守るためのインターネッ

ト・スマートフォン等の利用教育の推進」です。

推進方策イ「子どもに対する情報モラル教育の推進」といたしまして、「インターネット安全利用推進事業」により、インターネット安全安心利用フォーラムを開催しております。

次に11ページを御覧ください。方向性3「女性の安全対策の推進」です。

推進項目(9)「女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」のうち、推進方策イ「女性に関する安全教室の推進」では、「DV予防啓発事業」といたしまして、リーフレットの作成・配布や、中学校高校などへの出前講座を開催したほか、被災地におけるDV予防啓発講座といたしまして、被災者支援従事者を対象とした講座を計31回実施しております。

次に12ページを御覧ください。方向性4「高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進」です。

推進項目(10)「地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策」のうち、推進方策ロ「障害者の見守り活動の推進」といたしましては、障害者施設の防犯力向上のため、障害者保養施設において不審者対応訓練、刺股等使用訓練等を実施しております。

次に13ページを御覧ください。方向性5「多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応」です。

推進項目(11)「振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止」のうち、推進方策イ「特殊詐欺被害に遭わないための啓発活動の推進」として、県警において「特殊詐欺ゲキタイかるた」を500部作成し、かるた遊びを通じて特殊詐欺の手口や予防策を学び、抵抗力を高める取組を推進しております。かるたについては、各市町村社会福祉協議会、老人クラブ等に配布して活用しております。

次に14ページを御覧ください。推進項目(12)「インターネット・スマートフォン等の利用に起因する犯罪被害や人権侵害等の防止」です。

推進方策イ「インターネット・スマートフォン等の安全な利用に向けた啓発活動の推進」として、青少年健全育成条例を改正したことに伴い、自画撮り被害防止にかかるリーフレット、ポスター、マスクを作成し、県内小中学校に配布しております。

次に16ページを御覧ください。方向性7「犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、公共施設・商業施設等の普及」です。

推進項目(16)「犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及」といたしまして、令和元年度から宮城県防犯設備士協会において「宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度」を導入しております。

県と県警ではこの制度を「推奨」というかたちでバックアップしておりますことから、普及に向けた広報啓発活動を実施しております。

次に17ページの下段を御覧ください。推進項目(18)「防犯カメラの適切かつ効果的な運用の促進」ですが、県警において、登下校防犯プランによる合同点検等で判明した危険箇所等への防犯カメラの設置促進を実施しております。

また、県におきましては、市町村に対し、市町村振興総合補助金を活用しての防犯カメラ設置に係る費用の助成を行っており、令和元年度中は4市町村が補助を活用して防犯カメラを設置しております。

次に19ページを御覧下さい。方向性9「被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」です。

中段の推進項目(22)「被災地のまちづくりにあわせた環境整備の促進」ですが、推進方策イ「被災地の新たなまちづくりにおける犯罪の起きにくい環境づくりの推進」といたしまして、「すばらしいみやぎを創る運動」として、被災地における住民同士のふれあいを促進するとともに、被災地の環境美化のため「みやぎ花のあるまちコンクール」を開催し、令和元年度は7団体の表彰を行っております。

以上、駆け足になってしまいましたが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和元年度の実績の説明は以上です。

引き続き、「本県における犯罪情勢」について御説明させていただきます。

資料3を御覧下さい。まず1ページを御覧ください。過去10年の刑法犯認知件数の推移をまとめております。

県内の刑法犯認知件数は、平成13年の4万9,887件をピークに18年連続で減少し、令和元年は1万2,979件となっております。全国につきましても県内と同様に減少傾向で推移しております。また、人口増減の影響を踏まえ、人口千人当たりにおける認知件数の推移についてですが、県内においては最も件数の多かった平成13年につきましては、人口千人当たり21.1件となっております。

それに対し、令和元年につきましては5.7件となっております。

全国の件数においても県内と同水準で減少しており、人口との比率から見ても刑法犯認知件数は減少しております。

次に2ページを御覧ください。刑法犯認知件数を、包括罪種別ごとに分類しております。

まず、包括罪種について御説明します。包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他刑法犯」の6種に分類して警察が公表しているものです。それぞれの罪種内訳については2ページ目中段に記載しております。2ページ目は件数の推移となっており、3ページ目は罪種別の発生割合となっております。これを見ますと、窃盗犯が件数の大半を占めていることがわかります。県内のピークであった平成13年は総件数4万9,887件のうち、窃盗犯が実に4万2,355件と全体の84.9%を占めており、いかに窃盗犯が件数を底上げしていたかがわかると思います。

令和元年につきましては窃盗犯は全体の71.9%を占め、未だ高い割合を占めておりますが、その件数は平成13年から比較して78%減少しております。

その一方で、認知件数はそれほど多くはありませんが、粗暴犯は平成13年当時とほぼ横ばいで推移しているほか、知能犯についても減少傾向ではあるものの窃盗犯ほど減少率は高くないため、令和元年では全刑法犯に占める割合が徐々に高くなっていることがわかると思います。

3 ページ目の発生割合で見ただけであれば、徐々に割合が増えていることがわかってと思います。

次に4 ページを御覧ください。平成28年に策定いたしました「子どもを犯罪の被害から守る条例」の施行状況にからみまして、13歳未満の子どもに対する声かけ事案等の発生状況について御説明いたします。

この声かけ事案等の発生件数は刑法犯認知件数とは違い、県警において受理した通報届出件数の推移となります。表のとおり届出件数は年々増加傾向であり、令和元年は前年より減少して591件だったものの、依然として高い水準で推移しております。

このうち、子ども条例違反行為につきましては年間300件前後で推移しており、令和元年の届出件数は281件となっております。

次に下段の表は、「子ども被害の刑法犯認知件数の推移」となります。

こちらの件数は子どもが実際に刑法犯罪の被害に遭い、警察が認知した件数となりますがこちらは年々減少していることがわかります。

続きまして、5 ページを御覧ください。こちらは20歳未満に対する声かけ事案等の発生状況となります。

平成30年から過去5年間のグラフとなります。棒グラフが届出件数の推移で、折れ線グラフは20歳未満の人口の推移となります。20歳未満の人口数は過去5年間で約1万7,000人減少しておりますが届出件数は増加しており、痴漢・盗撮などの迷惑行為防止条例違反や声かけ事案などの届出件数が多くなっております。

件数が増加しているという状況を踏まえ、改めて対策の強化の必要性が認められるところではありますが、一方で、増加した要因としては子どもに対して行ってきた「何かあったら知らせる」という防犯教育が浸透し、これまで潜在化していた事案が表面化して声かけ事案等の発生実態が明るみになってきたとも考えられるところであります。

次に6 ページを御覧ください。高齢者の犯罪被害状況についてです。

6 ページ目は、県内の65歳以上の高齢者被害にかかる包括罪種別の刑法犯認知件数の推移となります。県内における高齢者人口は10年前に比べ約11万人増加しており、高齢化が進んでおります。高齢者被害にかかる刑法犯認知件数は平成13年に比べ減少しておりますが、近年は一時増加に転じるなど、ほぼ横ばいに推移しております。高齢者被害の認知件数においても窃盗犯が大半を占めております。

しかし、高齢者被害の特徴といたしまして、詐欺罪などの知能犯は最多だった平成13年より現在の方が増加しているなど、罪種によっては被害が増加しているものもあります。

次に7 ページを御覧ください。全国の高齢者被害の刑法犯認知件数の推移となります。

棒グラフが件数、折れ線グラフがそれぞれ高齢者人口千人当たりの件数、高齢者被害の比率、全人口に占める高齢者の比率となります。

非常にややこしくはなりますが、刑法犯認知件数は減少しており、高齢者人口千人当たりの件数も減少しております。しかし、高齢化が進むにつれ、刑法犯被害の全体に占める高齢者の割合が徐々に上昇していることがわかります。

次に、下のグラフについては高齢者被害にかかる詐欺罪の推移となります。詐欺罪は他の罪種と比べ、高齢者が被害にあう比率が高いことから、その推移をグラフにしております。

次に8ページを御覧ください。特殊詐欺被害状況の推移です。上が県内、下が全国の推移となります。

県内は平成27年の350件、被害金額約10億円をピークに、件数・金額ともに減少傾向が続いておりますが、年によって特殊詐欺の被害手口が変化しております。

最近の状況といたしましては詐欺罪ではなく窃盗罪に当たる手口が増加しており、資料に「同視し得る窃盗」と記載しております。簡単に説明いたしますと、オレオレ詐欺と同様の手口で被害者と接触し、キャッシュカード等を封筒に入れさせ、隙を見て別の封筒にすり替えて被害者のキャッシュカードを持ち去るという手口です。この場合、罪名は詐欺罪ではなく窃盗罪に当たります。しかし窃盗罪ではあるものの、手口・目的は同じであることから県警では「特殊詐欺」として計上しております。令和元年は総件数213件のうち、「同視し得る窃盗」と「オレオレ詐欺」で143件発生しており、全体の67%を占めております。また、この手口は高齢者が被害に遭いやすい手口でもあり、143件中、高齢者の被害は132件となります。このように特殊詐欺は減少傾向ではあるものの、県内における被害額は約2億8,000万円を超え、全国では年間約301億円の被害が発生していることから、「依然として深刻な状況」であるにとらえ、防止対策を推進していく必要があります。

次に9ページを御覧ください。サイバー関係相談件数の状況となります。県警におけるサイバー関係の相談件数と前年との比較を記載しております。

全国における相談件数につきましても、平成30年から過去5年間の件数となりますが下段に記載しております。

次に10ページを御覧ください。こちらはサイバー犯罪の検挙件数の推移となります。

県内におけるサイバー犯罪の検挙状況は令和元年は386件で、検挙の内訳を記載しております。全国の推移では検挙件数が増加傾向であり、主に児童ポルノ法違反などの福祉犯罪や詐欺罪などの検挙が多くなっております。サイバー犯罪に関しては、今後の情報化社会の進展に伴って様々な犯罪が発生することおそれもありますので、本計画におきましてもサイバー犯罪被害にあわないための取組を推進する必要があると認識しております。

次に11ページを御覧ください。SNSに起因する事犯の被害児童の推移でございます。

被害児童の推移はグラフのとおりとなりますが、下段に青少年のインターネット利用状況を記載しております。平成27年と令和元年の比較で、小中高校生それぞれのインターネット利用率とスマートフォン使用率となります。現状といたしまして、小学生、中学生の利用率が上がっており、小学生では約半数、中学生では4人中3人がスマートフォンを利用しているという状況です。引き続きSNS等を起因する犯罪から青少年を守る取組を推進する必要があることがわかります。

本県における犯罪情勢についての説明は以上となります。

○成瀬会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がありましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤澤委員

11ページ下の青少年のインターネット利用状況のところなんですけれども、スマートフォン使用とインターネット利用ということで、インターネットを利用しているというのは、パソコン以外にもスマートフォンからのインターネット利用の部分もここに含まれていると考えてよろしいでしょうか。

○事務局

資料の11ページ青少年のインターネット利用状況ですが、こちらのデータに関しましては内閣府で調査した結果を載せております。

その中で、インターネット利用というのは、スマートフォン以外でも、タブレット、ゲーム機等でもインターネットを利用することが可能ですので、そういう場合も含めて、何らかの方法でインターネットを利用しているかしていないかという結果になります。

その中でスマートフォンを使用しているのが使用率という結果となっております。

○成瀬会長

他にいかがでしょうか。

では私から。令和元年度の事業取組の実績をいろいろ御説明いただいて事前資料を出しているのですが、いろいろな取組は対面型で行われるものがほとんどございますが、今年のコロナ禍の中で、どういうふうに今年度を推進していくのか、具体的な取組等があれば、教えていただきたいと思っております。

○事務局

事務局から御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大ということで緊急事態宣言が発令され、一時落ち着いたものの、再び第2波という形で騒がれている状況です。

そのため、安全・安心まちづくり事業の取組に関しましても、今後どのように対応していくかは検討中ではあるのですが、何もできないのも安全・安心まちづくりとして厳しい状況ですので、新しい生活様式に適した事業の方法、例えばフォーラムやイベントをするにあたり、3密を回避して実施するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策をしながら実施することを考えております。

また、市町村や防犯ボランティアの方々も活動は今後も継続していかないといけないでしょうから、県としてはコロナウイルスの影響下であっても、できる取り組みを計画していかなければならないし推進していこうと考えております。

○共同参画社会推進課長

今、申したとおりなのですが、コロナ禍の中で、できることはやっていかなきゃいけないということで、県としましてはパンフレット、リーフレットの作成・配布等の広報、そういったものを使いながら、防犯意識を高める事業を行っていきたくて考えております。

コロナの感染状況にもよりますが、収束するなど落ちついてる状況であれば、3密を避けながら、出前講座等を要望に応じて対応するというふうに考えております。

○成瀬会長

どうもありがとうございます。

もう7月になってしまったので今計画立てないと、来年のこの資料は寂しいものになるのかなと思ひまして。具体的に何かお考えのことは、例えばオンラインで何かやるとかです、そういう具体的な計画と申しますか、ここで上がってる取り組みで対面式で行っていたものを、今年度はオンラインでやるっていうような、そういう計画は具体的にあるのでしょうか。

○共同参画社会推進課長

オンラインを活用してというのは正直申し上げて今のところはまだ未定です。

今後の状況によってはそのようなことも検討したいと思っております。

○西條由紀子委員

たくさんの報告ありがとうございました。

それでちょっと確認したかったのが資料2の16ページ。

犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及というところで、バックアップをなされたということだったんですけれども、そのバックアップの具体としましては、広報活動とかキャンペーンとかのような内容でしょうか、それとも何か他にバックアップの具体的なものについて教えていただければと思います。

○事務局

今の御質問ですが、宮城県防犯設備士協会の方で導入した宮城県優良防犯アパート・マンション制度のことだと思いますけれど、こちらの制度は令和元年度開始という形で準備を進めていたのですが、実際開始したのが令和2年の3月の学校入学前という形で導入を開始しました。その段階で、県、宮城県警察と、仙台市も含まれていると思いますが、推奨という形でバックアップする予定で、これから始めようとしていたところですが、ちょうどその頃に、新型コロナウイルスが出てきまして、本来であれば4月ぐらいにセレモニーのようなことも検討をしていたのですが、それができない状況になりました。

今後の状況によっては、広報啓発という形でバックアップさせていただければと考えております。

○田中智仁委員

資料3の10ページのサイバー犯罪の部分の質問になります。

上の方に宮城県の状況と真ん中あたりに全国の状況ということで、円グラフが2つありますけれども、大分全国と宮城県内で傾向が違うなというのがありまして、県内だと一番多いのが著作権法違反で160件、41%で、全国で見ると著作権法は少なめの5%となっています。

県内ならでは何か特徴があるのかどうかかわかればということと、このデータを踏まえて、県内ではその違法アップロードに関する啓発活動をするとか、そういった対策を考え

ていらっしゃるのかどうかの質問です。よろしくお願いします。

○サイバー犯罪対策課

令和元年中におけるサイバー犯罪の検挙状況なんですが、386件ということで前年に比べてマイナス26件となっております。

検挙が多い罪種であります但し著作権法が多いということでありまして、160件検挙し前年に比べてプラス129件となっております。

主な違反形態ですが、ファイル共有ソフトを使用して違法に複製された映像ソフトに係る著作物を共有状態に置いていたというもので、著作権法違反として検挙しています。

これは事件相談に基づきまして捜査した結果、検挙した被疑者に同種余罪が多数あったため検挙件数が増加した状況になってます。

○成瀬幸典会長

それでは、続きまして、次第の3(2)、協議事項の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(第4期)の策定について」ですが、次期計画の体系案及び素案につきまして、事務局から一括して御説明をお願いいたします。

○事務局

共同参画社会推進課安全・安心まちづくり推進班の高橋です。

それでは、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画第4期(素案)」について御説明いたします。

まず、資料4、5、6について説明させていただきます。

資料4につきましては、基本計画第3期と第4期素案の方向性・推進項目・具体的推進方策を列記した体系(案)となります。資料5につきましては、基本計画第4期の素案となります。資料6につきましては、事前に各委員様からいただいた基本計画に関する御意見と修正内容を取りまとめたものとなります。

御存知のとおり、今年度末で基本計画の期間が満了するため、今年度中に新しい計画を策定することとなります。第4期の策定方針についてですが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の基本理念に基づき、これまでの基本計画から大きな変更点はなく、これまでの方向性は変えずに社会情勢に応じて必要な方策を追加するかたちで策定しようと考えております。

よって、第3期基本計画における方向性や推進項目については、基本的に継続しつつ、社会情勢の変化によって新たに必要となった取組を追加する方針で作成しております。

一方で、これまでの基本計画における具体的推進方策等では、取組内容が重複する箇所なども散見されたことから、今回の策定を機に内容の整理をすることとしました。

これにより、取組を単に増やすだけでなく、計画の取組内容を明確にわかりやすく示すこととなる上、統合することにより合理的かつ効果的に推進できるように変更しております。

以上が、今回の策定にかかる変更の方針となりますが、具体的には資料4を御覧ください。

第3期基本計画では9の方向性と、23の推進項目があり、それぞれに具体的推進方策が記載されておりますが、第4期に関しましては現行の内容を継承しながら、新たな取り組みを追加し、6の方向性、18の推進項目と統合整理を行っております。

基本方針である「支え合い」・「見守り」・「環境整備」の変更はなく、これまで推進してきた取組を維持しつつ、社会情勢の変化に応じて変更を加えたものとなっております。

また、事前に委員の皆様からは現状と課題に関する御意見をいただいておりますので、御意見を参考に方向性や推進項目等に反映しております。

資料5の犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画第4期（素案）を御覧ください。

説明に入ります前に、資料の表示について御説明いたしますが、下線部分は第3期から修正した部分、後ほど出てきますが網掛け部分は委員の皆様から頂戴した御意見を反映した部分となっております。

それでは、具体的な第4期基本計画の内容について御説明していきたいと思っております。

基本計画の構成といたしましては現行の計画と大きな変更はありません。計画策定の趣旨、宮城県の現状と課題、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進、推進項目と具体的推進方策という内容となります。

1ページを御覧ください。まず、「1 計画策定の趣旨」について説明いたします。

「(1) 計画策定の背景」から資料のとおり7項目ございますが、現行計画から大きな変更は行わず、現状に応じた数値の変更、文言の修正を行っております。

2ページを御覧ください。「(6) 計画の期間」につきましては、第3期計画は、県の総合計画である、「宮城の将来ビジョン」の終期と合わせ、「4年」でございましたが、従来の「5年」に変更しております。

また、(7)に追加したSDGsとは、国連で採択された目標であり持続可能な世界を実現するため、2030年までの達成を目指す17の目標のことでありますが、今後はこのSDGsの目標を意識した取組が必要であると考え、次期計画に追加しております。

次に4ページを御覧ください。主な変更点といたしましては、(1)ロの「子どもをとりまく現状」にこれまで記載のなかった子どもを狙った無差別殺傷事件に関する記述を加え子どもの安全対策の必要性を強調しております。

また、(2)の「地域社会の現状と課題」には東日本大震災後の対応に加え、現状の新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態等を踏まえた取組の必要性も追加したうえ、グローバル化による外国人観光客に対する環境の整備や、防犯ボランティアの現状を踏まえた見守りの担い手確保に関する内容を記載しております。

次の8ページから10ページの「(3) 方向性」に関しましては、後述の推進項目と具体的推進方策と大きく関わる部分ですので、中間案において変更したいと思っております。

次に12ページを御覧ください。「4 推進項目と具体的推進方策」について御説明します。

先に説明した体系図のとおり、第4期基本計画につきましては推進項目が18、それぞれに具体的推進方策があるため、時間の関係上全てを説明することは困難なことから、主な変更点について御説明させていただきたいと思っております。

始めに、推進項目の記載方法の変更点について説明します。これまでの計画では、推進

項目の次にその内容を記載し、その下に具体的推進方策を列記し、「主として取り組む実施主体」を並べて記載しておりましたが、具体的に何に取り組んでいるのかが分かりづらかったことから、それぞれの取組内容を明確にするため、実施主体の取り組む主な事業（取組）内容を表にして記載することとしております。

それでは、推進項目（１）「県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」から説明いたします。こちらは方向性１の「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」に関連する項目となっており、基本方針の「支え合い」にかかる部分となりますが、具体的推進方策に大きな変更はありません。主に地域ぐるみでの防犯に関する気運の醸成に関する方策・取組となっております。

次に１３ページを御覧ください。推進項目（２）ですが、現行計画から項目名称を「安全・安心まちづくり活動の推進」と変更しております。

項目の内容としては、まちづくり活動の体制整備に関するもので、現行計画と内容に大きな変更はありませんが、基本方針の環境整備と誤認しやすい名称であったため変更しております。内容としては主にまちづくり活動への参加促進や担い手となる人材の育成に関するものですが、今回、新たに事業者が防犯活動に携わる「防犯CSR活動」や、日常生活をしながら見守りを行う「ながら見守り」に関する内容を加えております。

次に１６ページを御覧ください。推進項目（４）「子どもの安全対策の推進」です。

この項目から方向性２の「犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進」にかかるものとなっております、基本方針の「見守り」に関連する部分となります。取組内容は子どもの安全対策となりますが、こちらの変更点については、平成２８年から施行された「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づく取組の推進の追加と、平成３０年に国が示した「登下校防犯プラン」に基づく安全対策を加えたものが大きな変更点となります。

２１ページを御覧ください。推進項目（６）からは、方向性３「防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進」に関連する項目となります。第３期計画では、女性の安全対策を単独で１つの方向性としておりましたが、防犯上配慮を要する者として高齢者や障害者と方向性を統合して１つにしております。女性を犯罪から守るための対策といたしましては、これまでの取組を継続しているため大きな変更はありませんが、女性への支援の取組に関する文言の修正や、再犯防止対策、加害者対策といった記載を明確にしております。

次に２５ページを御覧ください。推進項目（８）からは、方向性４「多様化・巧妙化する現代的な犯罪への対応」に関連しており、「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害の防止」としております。住民に不安を与える身近な犯罪であり、今後取組を強化する必要性が認められる特殊詐欺への対策について記載しているほか、今回新たに悪質商法等の被害も併せて盛り込んでおります。先ほどの犯罪情勢の説明にもありましたが、特殊詐欺に関しては高齢者が被害にあいやすい面と、手口によっては幅広い世代も被害にあうケースもあるため、啓発活動を広い世代に行うなど内容を変更しております。

また、現在被害を未然に防ぐ取組として効果的と言われている迷惑電話防止機能付き電話機器等の普及促進を推進することとしております。

次に、２６ページを御覧ください。推進項目（９）「インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進」です。現行計画のインターネットに関する推進項目から若干内容を変更しております。これまでは主に子どものインターネット安全利用などの取組を推進して

いる内容となっておりますが、県民生活にインターネットが必要不可欠となり、それに伴って犯罪被害や、人権を侵害する問題が増加していることから、内容を変更しております。また、本来は不正アクセスや電磁的記録対象犯罪のほか、インターネットを利用した犯罪を警察では「サイバー犯罪」としておりますが、本計画におきましては、よりわかりやすくするため、「インターネット犯罪」という表現を使用しております。内容としては、これまでの子どもがSNSを起因として犯罪被害に遭わないための対策に加え、サイバー犯罪被害防止対策の啓発、相談体制の拡充に加え、さらに委員からも御意見のあったキャッシュレス決済等の情報化社会の進展に伴う新たな犯罪被害防止対策などを加えております。

次に29ページを御覧ください。推進項目(11)ですが、ここから方向性5「犯罪の防止に配慮した安全な環境整備」に関連する項目となり、基本方針の3つの柱である「環境整備」にかかる部分となります。なお、(11)から(14)までは、それぞれ学校・道路・住宅・商業施設等の環境整備となりますが、平成29年度に改定した「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」に基づいた防犯環境設計に関する取組となります。各項目には新たに防犯カメラに関する方策を追加するなどしております。

31ページを御覧ください。住宅に関する推進方策(13)では、これまで導入促進としてきたアパート・マンション認定制度に関しまして、宮城県防犯設備士協会が制度を開始したことから、「宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度」の推奨として、安全な住宅の普及取組を推進することとしております。

次に33ページを御覧ください。推進項目(15)「防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進」です。現在、防犯カメラの有用性や犯罪抑止効果が注目を浴びているところでございますが、宮城県では平成28年10月に「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定し、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図りつつ、適切かつ効果的な運用を推進しているところです。今後も適切な防犯カメラの設置運用に関する取組を継続し、推進していくこととしております。

次に34ページを御覧ください。推進項目(16)「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりのための環境整備の推進」についてです。この項目から方向性6「犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」に関連する項目となりますが、現行計画では観光地・繁華街等に限定して記載しておりました。こちらは、「限定する必要がないのでは」といった委員の方からの御意見もあり、限定しない表現での取組に変更しております。内容としては大きな変更はなく、方策としては小さな無秩序をなくし環境美化活動を推進する取組と空き屋対策等について記載しております。

最後に36ページを御覧ください。推進項目(18)「大規模災害時等における安全対策の推進」です。現行計画では、方向性9「被災地における安全・安心まちづくりの推進」として東日本大震災への対応を記載しておりました。内容については、統合しておりますが、第4期計画におきましても、被災地における安全・安心まちづくりの推進は同水準で継続していく予定です。また、委員からの御意見もありましたが、震災対応のみならず、今後起こりうる新たな災害や、新型コロナウイルス感染症拡大などの事態における、新しい生活様式などに適した防犯活動のあり方も検討する必要がありますので、その取組方針

も付け加えたものとなります。

ここまで、第4期基本計画の素案の内容を御説明いたしました。時間の関係上、駆け足での説明となってしまい、説明不足の部分もあるかと思いますが、詳細は資料右欄に変更点のコメントを記載しておりますので確認していただきたいと思います。委員の皆様からは、次期基本計画に向けた御意見等をいただけると幸いです。長くなりましたが、私からの説明は以上です。

○成瀬幸典会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらよろしく願います。

○西條由紀子委員

先ほどのキャッシュレスのところの意見を出させていただいたのが私なんですけど、友人が某デパートから「カードを使おうとした不審な人を確保したが、カードの所有者を調べたら、あなたでした。」と言われ、自宅の住所から電話番号から氏名まで分かっているということでした。ところが、名前の漢字は合っていましたが読み方が違っていましたので、ちょっとおかしいなと思い、警察の方に連絡をすると、それは詐欺だという話になったんです。そのようなキャッシュレスに関する事件というのは県内でありましたか。

○庄子直委員

実際弊社の名前を名乗り、そのような電話をして、カードの内容を聞き取るということは数件発生してます。ただ、我々としてもホームページ上や弊社のクレジットカードの請求書の中に、そういうことは電話で確認をしておりますので、御注意くださいなどという内容のものは入れて啓発を行っています。

仙台中央署とよく連絡を取っているのですが、「昨日はどこの地域で、こういうカード詐欺の電話が多くかかっています。」というような情報をいただけるようになっています。どちらかという弊社というよりも、都内の大きな百貨店を名乗るのが多いです。たぶん、名簿や電話帳など、色々な手段を使って全国規模で電話をする、それこそ海外から電話をしたりとか。そういう百貨店でのカード情報の聞き出しという手口は、全国規模のお店が中心になっております。

○西條由紀子委員

はい。そうですね。東京なので大手のデパートでした。そういう仕組みになってるんですね。

○庄子直委員

今の話とは違うんですけども、計画内容については、私としては、かなり練られている内容で、これを進めていくべきだと思います。ただ、推進方法が問題になります。犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりを県民全員に徹底しましょうという大きい対象なの

で、県民の皆さんで守って、これを推進していきましょうねという言い方をすると、じゃあ自分じゃないって思う人もでてくる。どこかで他人ごとに近くなってくる可能性もあるので、どういう人達で、どう推進していくかというのを、細かく詰める必要があるのかなと思います。

特に、既存の防犯団体、例えば、町内会・商店街、地域の防犯協会、企業の防犯協会、今までのそういう既存の防犯団体と学校、あとは役所、警察だと思っただけですけども、それは県民、県全体となると、その推進の主体をもっともっと広げる必要があると思います。そういった時に、企業CSRの観点から、企業をもっと広げていく、NPOをもっと活用していくとかですね、そういう裾野を広げるという形で推進する組織を広げていく。推進していく組織と同時に、浸透させる対象でもあると思うんですよね。例えば、先ほど出てきました、安心安全の住宅は、具体的に住宅の防犯設備を整備しましょうという話ですので、防犯設備士協会さんのほか、不動産協会などにも呼びかけ、活用し、団体を使いながら裾野をもっと広げていけるんじゃないかなと思います。そういう意味で、推進の方法と浸透させる対象を細かく考えていただければ、浸透するのではないかなと私は思います。

○共同参画社会推進課長

貴重な御意見、本当にありがとうございます。まさにそのとおりだと思いますので、この計画ができれば、広報するためのパンフレットなどをあらゆる機会をとらえて、団体等をはじめ、お話のあったNPO、不動産関係、一般企業等に対し、広く普及啓発活動を展開していきたいというふうに思います。その点は大変重要な点だと思います。

○庄子直委員

この会議に感謝したいのですが、去年の会議の時に、ながら見守り隊の話が出て、戻って調べてみました。弊社の外商の人間が車で街中を走るわけですが、外に対する観察の目を持って運転していたら、事故も減るし、企業CSRにもなるのではないかという話を会合でしたところ、外商の社員の方からぜひやってみようということで、去年、ながら見守り隊を結成し、仙台中央署さんと佐沼にも支店があるので佐沼署さんと共同で、見守り隊を作って今活動してます。車の横に「地域安全運動実施中」というステッカーを貼って走っています。

また、仙台中央署の生活安全課の方に来ていただいて、こういう視点でまちを見てください、こういう不審な動きをしている人がいたら、通報してくださいというふうなそういうレクチャーを受けて、見守り隊の活動を行っております。

○藤澤美子委員

25ページの特種詐欺関係の具体的な推進項目で、被害の未然防止についての記載がありますが、被害にあわないだけではなく、サイバー犯罪で著作権法に類するものがありました。子どもたちが知らず知らず犯罪側になってしまうということを盛り込めたらいいかなと思います。よく、オレオレ詐欺の受け子が、バイトだと思って行ったら捕まってしまったという事件などを聞きます。近所でも特種詐欺があり、お金を受け取りに来たのが未成年の子で、ここまで大変な事件に関わっていることを感じてないようなところ

も見受けられたというお話を聞いていましたので、知らずに事件に巻き込まれることこそ不幸な感じがします。具体的な取り組みをどこかに入れていただき、子どもたちの心に響くような取り組みができればいいなと感じておりますので、よろしく願いいたします。

○共同参画社会推進課長

中身を検討させていただきたいと思います。

○藤澤美子委員

どこかに盛り込んでいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○事務局

その点に関しますと、子どもに対する安全教育という形で、もちろん犯罪被害にあわないために危機回避のことを教えるということもありますが、加害者にならないために教育していく必要があると理解しております。こちらに関しましては、関わる部分として、19ページに推進項目「(5) 子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実」というのがあり、こちらに子どもの健全育成という推進方策がありますが、ここで子どもに対して、犯罪被害にあわないという教育も必要なんです、加害者側にまわらないという教育の取り組みを含めた内容を今後の計画の方に生かしていきたいと考えております。

○西條由紀子委員

今の御意見に関することなのですが、推進項目(5) 子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実」とあり、内容的にはこれでいいと思うのですが、特殊詐欺の受け子やネット関係など、知らないうちに犯罪に巻き込まれてしまう年齢の高い未成年の人たちにも、関心を持ってもらえるような表現や工夫があるといいと思います。

○事務局

貴重な御意見、ありがとうございます。子どもに限らず、ネットや犯罪の教育といいですか、大人なので教育という言葉が適するののかということもありますが、そういう啓発活動という形で、それが犯罪なんだというのを広め、行わないようにということを広めていくというのも計画に含められるように検討していきたいと思います。

○田中智仁委員

今の議論についてなのですが、幅広い世代という文言を入れて、どの世代でも対応できるようにという配慮は幾つかあると思うんですけど、おそらくそれのできるのかなと思いましたが。なぜかというとながら私が大学教員で、普段、受け子のような世代を見ているものですから、各大学で入学時にリーフレットを配るなど、各大学単位でそういった啓発は行っているんですね。ですので、まちづくりのこの計画の中に入れるかどうかというよりは、各学校で対応ができるのではないかとということで、方針としては、幅広い世代という枠で考えた方が、全体を総括できるのかなと思いました。

○八幡悦子委員

DV・性暴力の被害者支援ですが21ページです。新型コロナウイルスのために、予防啓発講座はスタートが遅れましたが、6月末から地方の町で始めました。広いところに、参加者を減らして参加、または録画などと、提案されるのですが、他の講師も私も、やはり直接を希望して、人数制限形式で行っています。定員以上に参加の希望者があり、皆さんやはり関心が高いようです。

内閣府のDV相談プラスが4月末から始まりました。24時間の電話相談とチャットの相談です。すごい件数が来ました。インターネットで検索して知ったという人があらゆる年代に多かったです。受話器を置けば、鳴るという感じでした。今までDVでアクセスすることのなかった老年期の人の相談や、若い世代の中でもなかなか相談に繋がらなかった、風俗などで働いている人からの相談もありました。その様な仕事をしている人は、警察は私を守ってくれるのか、という不安を持っているのです。私も、30年前は警察や裁判所に行くのはドキドキでした。警察や裁判所に何回も行くことで、私たちは守られる存在であることを知りました。相談の方に、あなたも守られる存在である、ということを伝えて背中を押すのです。押し寄せたのは広報の力です。ですから、できるだけ積極的に啓発すべきだと思います。警察にDV相談すると、子どもがいると児相にも通報される。被害女性に児相や警察から連絡が行くと、自分が問題だから監視されてるのかと誤解している人もいました。又、一度別れたのによりを戻してしまうと、私はもう相談できないんだと思う人もいました。何回も保護されても良い、指導どおりにしなかった場合でも守られるんだ、という話を丁寧にしなければいけないと実感しました。

東日本大震災以降、ニュースや新聞で、「宮城県は、DVとストーカーの人口あたりの相談件数が一番多い」ということが報道されました。それは、恥ではなくて、相談しやすくなった県であるということです。それでも、一部なのです。児童虐待で子どもが殺された事件が起きてます。事件が起きる前に相談できることが、とても良いことだと思います。どれだけ効果的に啓発していくか、ということが重要です。若い人たちへ、そしてあらゆる年代に届く方法が大事だと思っています。

私も前期高齢者になりました。銀行に行きまして、まとまったお金をおろす時に、警察のチェック表と店長の聞き取りがありました。より多額におろす場合は、警察官が来て面接があるそうです。私は守られてる、と感じました。未然に防いでいくことのありがたみを感じました。

そして、社会に出る前の若者に、若者を搾取する人たちがいる、ということを教えていけないといけないと思っています。今後もNPOとして、行政、警察と連携して、取り組みたいと思っています。

○成瀬幸典会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○三浦利之委員

大変この計画、まとまっていいなと感じました。実施にあたっては、人と金が当然必要になってくるかと思うのですが、自治体に対する支援ということが11ページにも記載

されているわけですが、具体的にその財政措置の計画があれば、御紹介をいただきたいです。例えば、特殊詐欺防止用の電話とかですね。これから防犯カメラの普及というのが結構出てきていますが、私どもの方でも普及を図りたいなと思っているのですが、なかなか独自の財源だけでは難しいところがありますので、具体的に計画等があれば教えていただければと思います。

また、最後の項目に、新型コロナウイルス感染症について記載があるのですが、地方創生臨時交付金が、県は100億円以上の金額を限度額として内示されたかと思うのですが、次年度以降に使う安全・安心まちづくりのための基金の造成は考えているのか、御紹介いただけるのであれば、お願いしたいなと思います。

○共同参画社会推進課長

ありがとうございます。実際、財政的な支援というのは、今のところは市町村振興総合補助金で、防犯カメラの設置の補助というのを、設置費用の2分の1を支援しているというのがありますので、市町村にはこちらを利用していただきたいと思います。

また、広報のパンフレットを県で作成し、市町村に配布してもらおうということがありますが、直接普及啓発のお金というのは、用意する予定はない状況です。また、新型コロナウイルスに関連して、基金の造設の話までは至っていない状況です。

○三浦利之委員

ありがとうございます。市町村振興総合補助金ですが、先ほどの説明の4市町村が利用したということだったのですが、この件数が多いとお感じでしょうか、少ないとお感じでしょうか。と言いますのも、私どもも使いたいのですが、市町村そのものが実施主体にならないと駄目なので、何百台という台数を一度に管理できるようなものではないんです。私どもで考えておりますのが、行政区とか、地区の防犯協会への補助という形で普及を図りたいと考えているのですが、取り組みについてお考えや見直しをしていただければ助かります。よろしく願いいたします。

○共同参画社会推進課長

設置する時期を何年かに分けながら申請してくる市町村があります。その維持管理をお任せするというイメージなんですか。市町村で設置して管理するのであれば、何年かに分けて、補助金を活用していただければと思います。

○三浦利之委員

市町村で少ない台数での管理は可能なのですが、やはり市域が広い当市の場合ですと、一気に増やしたいなと思っている反面、その財源が伴わないのです。一気に増やすためには、やはり地区の方に実施主体をお願いし、市としては補助金を交付して普及を図りたいなと感じているのですが、特定の財源がないものですから、市町村振興総合補助金の要領、要綱を見直していただければありがたいなと感じております。

○共同参画社会推進課長

所管している部局との、調整等あるかと思いますので、今のところ、今後できるかどうか、まだ何も言えないという状況でありますので、御意見があったということでお話をしていきます。

○成瀬幸典会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局におかれましては、本日御説明いただいた素案をもとに、いただいた御意見、御提言を踏まえまして、さらに素案を修正していただければと思います。

また本日、短い時間で行いましたので、委員の方々におかれましては言い尽くされなかった部分もあろうかと存じます。素案に関する御意見につきましては、様式を配りしておりますので、期日までに事務局宛てお送りいただければと存じます。

なお、修正案の取りまとめにつきましては会長・副会長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なし〉

どうもありがとうございます。

なお、委員改選後の11月に予定している次回委員会では、中間案を審議いたしまして、1月に予定しております、第3回目の委員会で最終案を審議していただく予定となっております。

それでは以上をもちまして、議事を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○司会

成瀬会長、誠にありがとうございました。

それでは、次第の4、その他についてでございますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局の方から連絡事項をお伝えさせていただきます。

次回の委員会につきましては、11月9日月曜日、午後2時からの開催を予定させていただきます。開催日が近くなりましたら、正式な御案内を差し上げたいと存じますので、よろしく願いいたします。また、先ほど課長の田中の方より御説明を申し上げましたが、現任期委員の皆様との会議は、今回が最後となります。これまで、御指導賜りまして厚くお礼申し上げます。次期の委員の委嘱につきましては、個別に御連絡を、私どもの方からさせていただきたいと思っております。その上で改めて就任等を御依頼させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了させていただきます。

長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。